日常生活等に車椅子を必要とする障害者(児)の移送に対して福祉車両(車椅子仕様の軽自動車)を貸出します。

### 1 貸出の対象

- (1)市内に住民登録がある日常生活等に車椅子を必要とする障害者(児)が次のいずれかに該当するときであって、他の交通手段がない場合の移送に限ります。
- ア 医療機関への通院、入退院
- イ 小学校、中学校、特別支援学校への通学(帰宅途中に障害福祉サービスの提供を受ける場合は、サービス提供後の帰宅を含みます。)
- ウ 冠婚葬祭への出席
- (2)利用の範囲は本市及び隣接市町(熱海市、伊豆の国市、伊豆市、東伊豆町)です。
- エ 1月に3日間以内の利用

#### 2 運転者の条件

- (1)普通運転免許証を取得してから1年以上経過していること。
- (2)年齢が21歳以上であること。
- (3)福祉車両の利用に際し、適用される任意保険(他車運転特約)に加入していること。

#### 3 申込み方法等

- (1)利用しようとする日の1月前から1週間前までの間に社会福祉課障害福祉係へ 別添の第1号様式で申込みください。
- (2)申込みには運転者の運転免許証の写し及び運転者が福祉車両に適用される任意 保険(他車運転特約)に加入していることを証する書類を添付してください。

#### 4 貸出しの条件

- (1)運転者は申込書(第1号様式)に記載された方に限ります。
- (2)使用にあたり、伊東市福祉車両貸出要綱、道路交通法その他車両の運転に係る 法令を遵守してください。
- (3)万が一事故が発生した場合は、軽微な事故でも必ず警察へ連絡してください。

#### 5 費用負担等

- (1)利用料は無償としますが、次に掲げる費用は利用者負担とします。
- ア 道路通行料
- イ 駐車場使用料

ウ 燃料費(返車時に市内給油所で給油し、その領収書を提示していただきます。)

# 6 損害賠償の義務

福祉車両の車体、車内の設備及び器具を破損した時は、原状回復してください。

## 7 交通事故の賠償

福祉車両の利用中に発生した交通事故は、運転者が加入する任意保険を適用するものとし、当該賠償に係る手続にあっては、運転者の責任において行ってください。

運転者が加入する任意保険の賠償額が交通事故の賠償額に満たない場合は、運転者の負担とします。